

日本航空健康保険組合  
 理事長 秋山 実  
 平成 30 年 2 月 19 日

組合同約の一部改定について

組合同約の一部改定がありましたので、下記のとおり公告いたします。

改定案	現行
<p>(特例退職被保険者たる組合員の資格要件)                      第 42 条の 2 この組合においては、法附則第 3 条の規定による特例退職被保険者たる組合員の資格要件は、次の各号のいずれかとする。</p> <p>(1) <u>資格取得時に第 4 条に規定する事業所において、この組合における被保険者期間が 20 年以上あった者</u></p> <p>(2) <u>資格取得時に第 4 条に規定する事業所において、この組合における 40 歳以降の被保険者期間が 10 年以上あった者</u></p> <p>2 <u>前項の規定は、平成 30 年 4 月 1 日時点で特例退職被保険者である者には準用しない。</u></p>	<p>(特例退職被保険者たる組合員の資格要件)                      第 42 条の 2 この組合においては、法附則第 3 条の規定による特例退職被保険者たる組合員の資格要件は、次の各号のいずれかとする。</p> <p>(1) この組合における被保険者期間が 20 年以上あった者</p> <p>(2) この組合における 40 歳以降の被保険者期間が 10 年以上あった者</p>
<p>附則 18                      (施行期日)                      第 1 条 この規約は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。                      (経過措置)                      第 2 条 施行日前の特例退職被保険者たる組合員の資格要件については、なお従前の例による。</p>	

以上